



北芝電機株式会社

グリーン調達ガイドライン

【第11版】



2023年7月

人と、地球の、明日のために。

1. はじめに

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン2050」

3. グリーン調達目的

4. グリーン調達の適用範囲

5. 調達取引先様へのお願い事項

5. 1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

(1) 環境マネジメントシステムの構築

(2) 環境基本方針の策定

(3) 環境負荷低減活動の推進

①気候変動への対応

②循環経済への対応

③生態系への配慮

④その他マネジメント項目

(4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進

①納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

②納入品の含有化学物質管理

5. 2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

5. 3 各種調査への協力

(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

(2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査

(3) その他、上記「5.1東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

6. 各種調査方法について

6. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

6. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

6. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

6. 3. 1 宣言書／調査書 提出要領

6. 3. 2 宣言書／調査書 記入要領

6. 3. 3 SVHC報告書 提出／記入要領

表1 東芝グループ環境関連物質区分

表2 東芝グループ環境関連物質リストランクA：禁止物質（群）

表3 東芝グループ環境関連物質リストランクB：管理物質（群）

表4 環境保全活動評価ランク

表5 様式と調査範囲

表6 特定有害物質RoHS指令対象と閾値限界

1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題の解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高い製品とサービスで環境をはじめとする社会課題の解決をめざし、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。これらの達成には、長期的な視点で世界の潮流に対応していくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは、カーボンニュートラルや循環経済への対応等グローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン2050」を策定しました。本ビジョンは「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取組を推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。特に「気候変動への対応」については、当社グループ環境経営における最重要課題と捉え、2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを実現することをめざします。本ビジョンは「東芝グループ環境基本方針」にも則しており、当社グループが描く、2050年の「あるべき姿」となります。

「環境未来ビジョン2050」を実現するためにはサプライチェーン全体にわたる環境配慮が不可欠であり、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達するグリーン調達は、東芝グループにとって優先度の高い取組となります。本ガイドラインでは、グリーン調達に関する東芝グループの考え及び具体的なお願い事項について示させていただいています。調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン2050」

東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン2050」は、「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的とし、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。具体的には、事業活動及び製品・サービスにおける、気候変動や資源問題への対応、水資源や化学物質の管理、事業所内外における生物多様性保全活動を活動項目として設定しています。気候変動への対応については、2050年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030年度までに温室効果ガス排出量を70%削減（2019年度比）することを目標としています。

本ビジョンの実現に向けては、行動計画「環境アクションプラン」を策定し、数年ごとに計画の見直しを行いながら、設定項目の活動推進及び進捗管理を行っています。

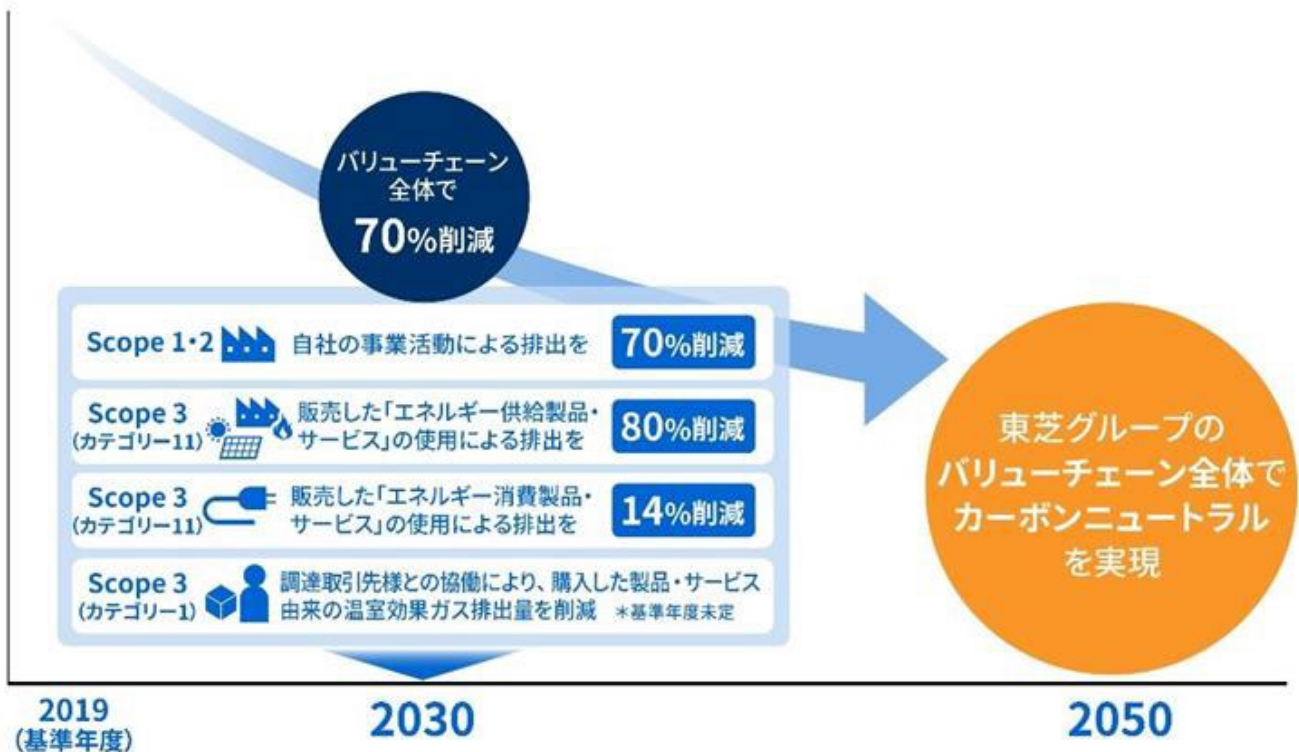
■東芝グループ環境未来ビジョン2050



東芝グループ環境未来ビジョン2050

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/vision2050.html>

■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳



■東芝グループ環境アクションプラン

<https://www.global.toshiba/jp/environment/corporate/vision/plan2.html>

3. グリーン調達の目的

東芝グループでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことをめざします。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「環境未来ビジョン2050」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、東芝グループに納入いただく全ての製品、部品、材料等（以下、納入品）及びご提供いただくサービスに適用します。

5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。東芝グループが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、納入品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしく申し上げます。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。

5. 1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

「環境未来ビジョン2050」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます(注1)。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

(2) 環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

(3) 環境負荷低減活動の推進

「環境未来ビジョン2050」の施策である「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する以下の環境負荷低減活動を行っている。

① 気候変動への対応

- ①-1-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出(「Scope 1」(注2)および「Scope 2」(注3))の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-1-2 (目標を設定している場合) その目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える水準と整合した目標」である(削減目安: 毎年4.2%以上の削減)(注4)。(目標を設定していない場合) 2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ①-2-1 自社の活動に関連する他社の温室効果ガス排出(「Scope 3」(注5))の削減目標を立て、実績管理を行っている。
- ①-2-2 (目標を設定している場合) 設定した目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下回る水準と整合した目標」である(削減目安: 毎年2.5%以上の削減)(注6)。(目標を設定していない場合) 2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。
- ①-3 自社または自社バリューチェーンにおけるカーボンニュートラルをめざすことを宣言している。
- ①-4 自社の一次取引先様に温室効果ガス排出量の削減を要請している。

② 循環経済への対応

- ②-1 自社事業活動における廃棄物の削減に向けて、活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている。
- ②-2 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材における資源循環および削減に向けて活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注7)。

③ 生態系への配慮

- ③-1 自社事業活動における化学物質管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注8)。
- ③-2 自社が製造または提供する製品・サービスにおける化学物質管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注9)。
- ③-3 自社事業活動における水資源の適正管理に関して活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注10)。
- ③-4 自社生物多様性保全活動について活動目標(定量または定性)を立て、実績管理を行っている(注11)。

④ その他マネジメント項目

- ④-1 環境リスクに対する管理体制が構築され、予防措置及び是正措置の手順が整っている（注12）。
- ④-2 遵法管理を含めた環境関連教育を従業員向けに行っている（注13）。

(4) 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

① 納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

② 納入品の含有化学物質管理

納入品の含有化学物質を管理する目的で東芝グループが定める「ランク A(禁止物質(群))」及び「ランク B(管理物質(群))」の2つのカテゴリー（以下表）を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「東芝グループ環境関連物質リスト」（表2及び3）に即して管理を行っている。

表1 東芝グループ環境関連物質区分

区分	判断基準	該当物質（群）
ランク A （禁止物質（群））	東芝グループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）	表2
ランク B （管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）。またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	表3

5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

納入品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5.3 各種調査への協力

上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施したうえで、高評価の取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、弊社にて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。

(2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査

調達取引先様からの新規調達品の設定及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。お願いする調査内容は、主に以下の項目です。・「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認 ・ EU REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質（SVHC：注14）の含有有無及び含有量調査（chemSHERPA®（注15）、他） ・ 分析評価結果の調査

(3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

注1： 調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。最新の基準項目の詳細については弊社が発行しているグリーン調達ガイドラインをご参照ください。

注2： 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html

- 注 3： 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html
- 注 4： 本基準は SBT イニシアチブによって設定されている SBT 認定基準に対応。SBT (Science Based Targets) とは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するために、企業が中長期的に設定する科学的根拠に基づいた温室効果ガス削減目標。現在企業には、バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量削減に向けて、取引先様との協働に基づいた SBT を設定することが求められている。
- 注 5： Scope1、Scope2以外の間接排出 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html
- 注 6： 注4に同じ
- 注 7： 自社が製造または提供する製品及び包装・梱包材における省資源化量やプラスチック資源循環量、循環経済型ビジネスの推進等
- 注 8： 自社事業活動における化学物質の排出量や管理方法等
- 注 9： 自社が製造または提供する製品に含まれる特定化学物質の量や管理方法等
- 注10： 水リスク評価や、水の使用量や、排水の再生使用量、雨水の利用量等
- 注11： 事業所内におけるビオトープの構築、緑地管理、希少種の保護や事業所外における森林・河川・海洋保全等
- 注12： 環境関連遵法管理に関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定
- 注13： 最新の法規制動向、自社環境リスク管理体制、自社内で起こった事故事例等の共有を含めた遵法に対する意識向上教育の推進
- 注14： 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)。EU REACH 規則第57 条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質。
- 注15： サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム

表 2 東芝グループ環境関連物質リストランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH規則付属書XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 （特定アミンを形成するものに限る）	特定アミンとして0.003重量% （30ppm）	EU REACH規則付属書XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01重量%（100ppm）（注1、2）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1重量%（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1重量%（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1重量%（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質 （例：CFC類、HCFC類、 HBFC類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	0.1重量%（1000ppm）（注1）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	意図的添加の禁止（臭素数4～7、10に限る）または0.1重量%（1000ppm）（注1）	化審法第一種特定化学物質 米国TSCA PBT規則（注7） EU RoHS指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	意図的添加の禁止	化審法第一種特定化学物質 EU POPs規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上のものに限る）（注3）	意図的添加の禁止	化審法第一種特定化学物質 EU POPs規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または0.1重量%（1000ppm）	化審法第一種特定化学物質 EU POPs規則

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして0.1重量%（1000ppm）（注4）	EU REACH規則付属書XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBT0）	意図的添加の禁止または0.1重量%（1000ppm）（注4）	化審法第一種特定化学物質EU REACH規則付属書XVII
A16	欠番		
A17	欠番		
A18	欠番		
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）	意図的添加の禁止	化審法第一種特定化学物質
A34		欠番	
A35		欠番	
A36		欠番	
A37	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または0.1重量%（1000ppm）（表面処理の場合1μg/m ² ）	化審法第一種特定化学物質EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	意図的添加の禁止または0.1重量%（1000ppm）（表面処理の場合1μg/m ² ）	化審法第一種特定化学物質EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	0.005重量%（50ppm）	EU REACH規則付属書XVII
A40	三置換有機スズ化合物（A14, A15を除く）	スズとして0.1重量%（1000ppm）（注4）	EU REACH規則付属書XVII
A41	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	0.0001重量%（0.1ppm）	EU REACH規則付属書XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	スズとして0.1重量%（1000ppm）（注4, 5）	EU REACH規則付属書XVII
A48	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	スズとして0.1重量%（1000ppm）（注4, 5）	EU REACH規則付属書XVII
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または0.01重量%（100ppm）	化審法第一種特定化学物質EU POPs 規則

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A51	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量%（1ppm）（注5）	EU REACH規則付属書XVII
A52	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	0.1重量%（1000ppm）（注6）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1重量%（1000ppm）（注6）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1重量%（1000ppm）（注6）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII
A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1重量%（1000ppm）（注6）	EU RoHS指令 EU REACH規則付属書XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP(3:1)）	意図的添加の禁止	米国TSCA PBT規則（注7）
A57	ペルフルオロオクタン酸（別名：PFOA）とその塩、及び関連物質	1. PFOAとその塩 意図的添加の禁止またはPFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量%（25ppb） 2. PFOA関連物質 PFOA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量%（1ppm）	化審法第一種特定化学物質 EU POPs規則
A58	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数9～14に限る）とその塩、および関連物質	1. PFCAs（C9-C14）とその塩 PFCAs（C9-C14）とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量%（25ppb） 2. PFCAs（C9-C14）関連物質 PFCAs（C9-C14）関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量%（260ppb）	EU REACH規則付属書XVII

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (注1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- (注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で0.01重量%（100ppm）を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- (注3) 塩素数1はEU POPs規則の対象となるEU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 ≥ 2 を対象とします。
- (注4) 算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。
- (注5) EU REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (注6) EU RoHS指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として0.1重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS指令、REACH規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- (注7) 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

表3 東芝グループ環境関連物質リストランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH規則のSVHC（認可対象候補物質）（注8）
B13	欠番
B14	米国TSCAPBT規則（5物質）（DecaBDE（A09）、及びPIP(3:1)（A56）を除く）（注9）
B15	EU RoHS指令次期制限候補物質
B16	化審法第一種特定化学物質次期指定候補物質

（注8）EU REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

（注9）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

6. 各種調査方法について

6. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。

願する調査は、主に以下の項目で、【様式1】環境保全評価リストを使用します。

<調査項目>

① 外部認証に関する項目

ISO 14001外部認証を取得している、または取得計画があること。または、「エコアクション21」（※）などのISO以外の環境マネジメントシステム外部認証を取得している、または取得計画があること。

（※）<http://www.ea21.jp/ea21/> 「エコアクション21」は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度です。

② グリーン調達活動に関する項目

- ・北芝グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している。
- ・北芝グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応していること。
- ・生物多様性保全に取り組んでいること。「生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していること。
- ・グリーン調達活動を実施していること。環境保全活動を実施している取引先との取引を優先していること。また、環境配慮した調達品を優先していること。

③ 製品含有化学物質管理に関する項目

- ・環境法令・顧客要求等の事項（全廃期限等）をもとに使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動を推進していること。
- ・環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されていること。

④ 環境保全活動に対し、次の23項目の取り組みが積極的になされていること。

1. 環境保全に関する企業理念があること。
2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある。
3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約していること。
4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約していること。
5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能であること。
6. 環境方針が定期的に見直されていること。

7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されていること。
8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められていること。
9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められていること。
10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
16. 納入荷姿の改善梱包のリユース化リサイクル化運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいること。
17. 製品アセスメントの仕組みがあること。
18. 緊急事態への対応の仕組みがあること。
19. 不適合に対応するための是正処置および予防処置の手順があること。
20. 環境に関する内部監査の仕組みがあること。
21. 環境関連の教育・訓練を実施していること。
22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理していること。
23. 自社の環境保全に関する情報を公開していること。

(注) 個別調査に際しては、項目を追加して調査をお願いする場合があります。

<選定基準>

取引先様の選定に当たっては、品質(Q)・価格(C)・納期(D)・サービス(S)に加え、取引先様の環境保全活動への取り組み状況を取引先様の業態により、事務所/工場/取り扱いメーカ単位などで評価します。上記の評価項目に基づく評価点合計を下記によりランク分けし、評価ランクSまたはAの取引先様からの調達を優先します。

表4 環境保全活動評価ランク

ランク	評価点合計	評価	選定基準
S	170点または外部認証取得または計画有り (※)	優良	優先取引
A	155点 ~ 170点未満		
B	100点 ~ 155点未満	要改善	改善要請、指導支援を前提
C	50点 ~ 100点未満		
D	50点未満		

(※) 取得計画有りは、1年以内の場合で認証機関決定を条件とします。

6. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査する場合があります。

<調査項目>

調査には、JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート】や品質管理状況確認と同様の監査に準じて確認します。

6. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、主に以下の項目です。

本ガイドラインで定める調査様式としては表5を使用します。

<調査項目>

- (1) 環境関連物質として、欧州RoHS指令適合のための確認
- (2) 環境関連物質として、本紙4.3環境関連物質[ランクA 禁止物質（群）][ランクB 管理物質（群）]の確認
- (3) 本紙4.3環境関連物質[ランクB 管理物質（群）]の内、REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC：*1)の含有有無の確認
- (4) 欧州REACH規則対応の化学物質（群）含有量調査（chemSHERPAフォーム（*2）他）
- (5) 各種分析評価結果の調査

表5 様式と調査範囲

No.	様式	名称	調査範囲
1	様式5-1	環境関連物質（RoHS物質追加版） 使用／不使用宣言書	RoHS指令対象…10項目 注1
	様式5-2	同上 対象品追加表	
2	様式3-1	環境関連物質 （RoHS以外禁止物質／管理物質） 調査書	RoHS指令対象物質とREACH規則 SVHC…別冊一覧表による（*3）以外の 禁止物質（群）／管理物質（群）
	様式3-2	同上 対象品追加表	
3	様式4-1	REACH SVHC含有情報報告書	REACH規則SVHC…別冊一覧表による（*3）
	様式4-2	REACH SVHC含有納入品リスト	

注1：従来の6項目版RoHS宣言書（様式2）を削除し、

RoHS指令追加物質：表2のA52～A55、フタル酸エステル類（DEHP、BBP、DBP、DIBP）を対象にした様式5に統合します。（様式の番号は繰り上げず、様式2を欠番とします）

この宣言書／調査書／報告書は、別冊として下記にてExcelファイルを公開します。

- ・宣言書および対象品追加表：【様式5】Excelファイル
- ・調査書および対象品追加表：【様式3】Excelファイル
- ・報告書および含有納入品リスト：【様式4】Excelファイル

ファイルシートの説明

No.1 は、上記【様式5-1】宣言書と【様式5-2】対象品追加表の他に

【付表-1】適用除外用途（付属書Ⅲ）と【付表-2】適用除外用途（付属書Ⅳ）と変更履歴があります。

No.2 は、上記【様式3-1】調査書と【様式3-2】対象品追加表の他に

【付表-1】禁止物質（群）と【付表-2】管理物質（群）と変更履歴があります。

No.3 は、上記【様式4-1】SVHC含有報告書と【様式3-2】SVHC含有納入品リストの他にSVHC含有納入品リスト（記入例）があります。

- （*1）高懸念物質（SVHC：Substance of very high concern）とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。
- （*2）chemSHERPA®フォームとは、製品含有化学物質の情報伝達共通スキームです。
- （*3）欧州REACH規則SVHCは、項目追加が行われるため、高懸念物質（SVHC）一覧表を別冊とします。
URL：<https://www.toshiba.co.jp/infrastructure/company/procure/data/svhc.pdf>に掲載しますので
ご参照願います。

6. 3. 1 宣言書／調査書 提出要領

(1) 宣言書の送付

弊社の調査部門から、部品等の形名毎に使用／不使用宣言書をメールなどで送付します。

(2) 対象化学物質（群）の含有有無の調査

対象品の対象化学物質（群）調査。

(3) 回答書提出

弊社の調査部門から依頼された方法に合わせてご回答をお願いします。

その他注意事項

- ①部品の代替検討や新規部品採用判断用のため、回答は指定期日までにお願いします。
- ②指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。
なお、回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③回答書の提出は、基本的に弊社購入単位（部品コード）とします。
ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。
- ④ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ⑤製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場

合には、回答内容と合わせて製造中止欄もご回答ください。

6. 3. 2 宣言書／調査書 記入要領

環境関連物質（R○HS物質追加版）使用／不使用宣言書【様式5-1】と
環境関連物質（R○HS以外禁止物質／管理物質）使用／不使用調査書【様式3-1】は、次の要領で
記入願います。

（1）【様式5-1】／【様式3-1】共通

①ご記入に際して

- ・調査書は、極力貴社または部品・ユニット・材料のメーカーにてご記入願います。
- ・対象品の製造拠点および供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できる内容でご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合は、最も悪い条件でご回答願います。

②会社名、回答者欄

- ・会社名は略称ではなく正式名称をご記入願います。
- ・記入者の所属・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。
[ご回答内容に関する質問などがある場合の連絡先とさせていただきます。]

③回答日、責任者欄

- ・回答日は、ご回答される日を西暦でご記入願います。
- ・回答責任者の会社名・部署名・役職・氏名・電話番号・E-mailアドレスをご記入願います。
- ・責任者欄の会社名・部署名・役職は、記入者と責任者が同じ場合でもご記入願います。
- ・宣言書は、社印または、責任者の部門印を捺印してください。調査書は捺印不要です。

④備考欄

- ・含有化学物質を含有しない代替品の有無や代替品リリース時期などをご記入願います。
欄内に記入しきれない時は、別紙を添付してください。
(代替品の情報は、手配実績確認の上、採用の検討に利用しますのでご協力をお願いします。)
- ・化学物質毎のコメント欄の補足や下記⑤の説明なども記入可能。

⑤製造中止欄／製造中止時期（予定）欄

- ・対象品が既に製造中止かまたは製造中止時期が決定している場合、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期を年月日でご記入願います。
(製造中止であっても可能な限り、含有有無等の回答欄をご記入願います。)

（2）【様式5-1】

①「1. 対象品」欄

- ・同一シリーズであっても、「2. 回答欄」の内容が異なる場合には、本宣言書を分けてください。
- ・東芝部品コード／手配コード欄は、コードがある場合に弊社で記入しますが別紙リストなどでご記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
- ・品名・メーカー名・メーカー型番・シリーズ名欄は、部品・ユニット品の場合は、各項目に記入してください。
樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、メーカー型番・シリーズ名の項目に対象品を特定できる情報を記入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式5-2】対象品追加表にご記入の上、添付してください。
この場合、【様式5-1】の「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入して下さい。

②「2. 回答欄」

- ・含有有無は、意図的添加か否かに関わらず閾値限界を超えて含有する部位が存在する場合、有りと判定してください。(閾値限界は、次ページ補足1に示します。)
- ・物質毎の「含有有無」は「有・無」のいずれかを選択、「R○HS指令適合判定」欄は、「適合・不適合」のいずれかを選択してください。[初期設定にて、含有“有”・“不適合”を設定済み]
- ・物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度*1(ppm)、コメント欄、備考欄をできる限りご記入願います。
- ・R○HS指令の適用除外用途の場合、コメント欄の「適用除外用途番号または不純物」を選択して、含有部位・用途などの説明をご記入願います。
【付表-1】適用除外用途（付属書Ⅲ）と【付表-2】適用除外用途（付属書Ⅳ）を参照してください。

- ・コメント欄の含有部位・用途の記入例については次ページ補足2を参照してください。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品の回答は、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期（予定）欄に製造中止または予定時期を記入してください。
（なお、製造中止であっても、可能な限り含有有無等をご回答願います。不明の場合は、R○HS指令適合判定欄を“不適合”と判定してください。）
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡し、事情を説明してください。

補足1：閾値限界

特定有害物質の含有濃度の閾値限界は、表6のとおりです。

R○HS指令対象の判定は、意図的添加か否かに関わらず下記の閾値により判定してください。

特定有害物質の含有濃度は、製品または部品等の均質材料における特定有害物質の含有率です。

（“均質材料”とは、組成全体が均一な状態を示し、機械的にこれ以上分離不可能な状態の材料とします。はんだ、塗装などは分離可能なので、電子部品とはんだや鋼材と塗装など別々に判断が必要です。）

表6 特定有害物質R○HS指令対象と閾値限界

NO.	特定有害物質（※金属にはその合金を含みます）	閾値限界（質量%*1）	（ppm）
1	カドミウム及びその化合物※	0.01	100
2	六価クロム化合物※	0.1	1000
3	水銀及びその化合物※	0.1	1000
4	鉛及びその化合物※	0.1	1000
5	ポリブロモビフェニル類（PBB類）	0.1	1000
6	ポリブロモジフェニルエーテル類（PBDE類）	0.1	1000
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（略称：DEHP）	0.1	1000
8	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1	1000
9	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1	1000
10	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1	1000

注1：今回の改訂でR○HS指令追加物質：表2のA52～A55、フタル酸エステル類(DEHP, BBP, DBP, DIBP)を対象に追加しました。

*1 質量% = 対象含有物質の質量 / 素材質量

例：鉛の含濃度(質量%) = はんだに含有する鉛の質量 / はんだの質量

上記の表のように一般的な0.1質量%を1000ppmとして扱います。

なお、法律などによって欧州RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令に対する具体的な指示が出された場合にはこの法律に従います。

補足2：含有部位、含有目的の記入例

【含有部位】

含有部位とは、部品の構成部位の中で特定有害物質を含有している部位のことです。

含有部位の名称は、仕様書、図面に記載している名称、調達先での呼び方等、一般的な名称でご回答ください。また、同一物質が複数の部位で含有されている場合は、物質毎に複数行用意していますので、それぞれご記入ください。書ききれない場合は、主要な含有部位をご記入ください。この場合、コメント欄や備考欄にて記載した以外にも含有部位があることをご記入願います。なお、部位については、次に一例をあげます。

<部位の例>

- ・調査対象物が単一電子部品の場合には、当該部品の構成図面、構成材料リスト等で記載されているものを部位とします。
例1) 積層セラミックコンデンサ中のセラミック材料、内部電極材料及び外部電極材料
例2) 電解コンデンサ中のリード線、電解液、シーリング材及び電極箔
例3) スイッチ中のゴム接点、バネ及びプラスチックカバー
- ・調査対象物がシステム構成部品、ユニット品（機器製品、組立て電子部品など）の場合には、当該部品（製品）の構成図面、部品リストなどに記載されている単部品の部位とします。
例) プリント基板、組立て用はんだ

【含有目的】

含有している化学物質の目的、その化学物質を使用した意図を簡単にご記入ください。

- 例1) 安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、防錆、はんだ成分
- 例2) 主成分、熱安定性向上、電気特性向上、機械特性向上
- 例3) 不純物（意図的な含有でないことが明確な場合）

(3) 【様式3-1】

① 「1. 対象品」欄

- ・同一シリーズであっても、「2. 回答欄」の内容が異なる場合には、本調査書を分けてください。
 - ・東芝部品コード／手配コード欄は、コードがある場合に弊社で記入しますが別紙リストなどでご記入を依頼する場合があります。なお、採用前部品などでは部品コード未定場合があります。
 - ・品名・メーカー名・メーカー型番・シリーズ名欄は、部品・ユニット品の場合は、各項目に記入してください。樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、メーカー型番・シリーズ名の項目に対象品を特定できる情報を記入してください。
 - ・製品の単位は、調査報告の単位として「個／g／kg／mm／m／cm²／m²／cc／ℓ／m³」から選択してください。
 - ・製品質量は、上記の単位あたりの質量を記入してください。
 - ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、附属資料の【様式3-2】対象品追加表にご記入の上、添付してください。
- この場合、【様式3-1】の「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入して下さい。

② 「2. 回答」欄

- ・禁止物質群A01～A15、A52～A55は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。
- ・その他の禁止物質（RoHS指令対象物質以外）は、【付表-1】禁止物質（群）から番号と物質（群）名を記入して、含有欄の「有」を選択してください。含有無しの場合は「有」を削除してください。含有有の場合は、含有濃度と含有部位、用途を記入してください。
- ・管理物質群B01、04、07は、含有の有無欄で「有・無」のいずれかを選択してください。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品の回答は、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期（予定）欄に製造中止または予定時期を記入してください。（なお、製造中止であっても、可能な限り含有の有無等をご回答願います。不明の場合は、初期設定含有“有”のまま、備考欄に理由をご記入願います。）
- ・回答できない場合は、別途依頼者へ連絡し、事情を説明してください。

6. 3. 3 SVHC報告書 提出／記入要領

REACH SVHC 含有情報報告書【様式4-1】と REACH SVHC 含有納入品リスト【様式4-2】は、次の要領で提出願います。

(1) 報告書の提出依頼

弊社の調査部門から、定期的（最低でも1回／3年）に報告依頼をメールなどで送付します。（SVHC追加などへの対応）または、不定期の客先要求などにより個別対象部品を指定して依頼する場合があります。

(2) SVHC含有の有無の調査

製品含有化学物質管理として、情報の把握を実施していただき、追加されたSVHCの含有の有無を調査。

(3) 報告書提出

調査結果により、以下の報告をお願いします。

① 全ての納入品で意図した含有及び既知の含有は無し。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の(1) お取引先様情報欄を入力し、(2) SVHC含有納入品の有無欄のNo. 1を選択してください。

(注) 初期設定としてNo. 2含有の有るを選択してあります。選択漏れが無い様注意してください。

② 納入品に意図した含有または既知の含有が有る。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書の (1) お取引先様情報欄を入力し、

(2) SVHC含有納入品の有無欄のNo. 2が選択されていることを確認してください。

(3) SVHC含有情報に記載の情報を下記のいずれかの方法で回答をお願いします。

- ・ JAMPが提供するフォーム (chemSHERPAフォーム) による回答。 前述4. 2項を参照
- ・ 【様式4-2】 REACH SVHC 含有納入品リストによる回答。

このリストによる回答の場合は、SVHC含有納入品リスト (記入例) のシートを参照の上、
入力してください。

付属資料（和文）

【様式 1】 環境保全評価リスト

太枠をご記入ください。

取引先コード			
貴社名			発行日 (YYYYMMDD)
所在地			承認者 (役職・氏名)
本社住所			印
業 態	メーカ	商社 (注1)	e-mail アドレス
	その他		評価者 (役職・氏名)
電話番号			印
FAX			e-mail アドレス

(注1) 取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカーの

評価も実施していただき、それぞれ報告してください。

(注2) 業態欄は、該当項目の左側に○を記入してください。

その他は、右側に具体的にご記入下さい。(役務/ソフト設計など)

(注3) 本報告内容についてエビデンスのご提供をお願いする場合があります。

《メーカ》	取引先コード	
会社名		
所在地		
本社住所		

(1) 外部認証に関する項目 外部認証は、ISO14001またはエコアクション21などのISOに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。

評価項目	YES/NO	認証取得日(最終更新日)など YYYY/MM/DD	認証機関	認証 No.
外部認証を取得済みである		認証取得日 最終更新日()		
外部認証の取得計画がある (但し、回答日以降1年以内に限定)		審査予定日		

取得計画有りは、認証機関が決定していること。(未定の場合はNOとする)
[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

(2) グリーン調達活動に関する項目

評価項目	YES	NO	開始した時期/開始予定日 (YYYY/MM/DD)	評点
1. グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している	10	0		
2. グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応している	10	0		
3. 生物多様性保全に取り組んでいる	10	0		
4. グリーン調達を実施している	15	0		

(3) 製品含有化学物質管理体制に関する項目

評価項目	YES	NO	開始した時期/開始予定日 (YYYY/MM/DD)	評点
5. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動が推進されている	5	0		
6. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されている	5	0		

補足説明：(2) グリーン調達活動に関する項目について

- 生物多様性保全の取り組みは、「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していることとします。
- グリーン調達活動の実施とは、環境保全活動を実施している取引先との取引と環境配慮した調達品を優先していることとします。

補足説明：(3) 製品含有化学物質管理体制に関する項目

- No. 5、6は、JAMPが提供する最新の「製品含有化学物質ガイドライン」をご参照願います。

【様式1】 環境保全評価リスト

太枠内をご記入下さい。

(4) 環境保全活動に関する項目 (上記(1) 外部認証に関する項目で取得済みの場合記入は必須ではありません)

評価項目		YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5	0	
	2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある。	5	0	
	3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5	0	
	4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5	0	
	5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5	0	
	6. 環境方針が定期的に見直されている。	5	0	
計画・組織	7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5	0	
	8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5	0	
	9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5	0	
環境側面・システム	10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5	0	
	17. 製品アセスメントの仕組みがある	5	0	
	18. 緊急事態への対応の仕組みがある	5	0	
	19. 不適合に対応するための是正処置および予防保全の手順がある	5	0	
	20. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5	0	
情報公開・教育	21. 環境関連の教育・訓練を実施している	5	0	
	22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5	0	
	23. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5	0	
(4) 合計得点				

補足説明：(4) 環境保全活動に関する項目について

- 外部認証取得済みでも、(4) の評価をお願いする場合があります。

(5) ランク判定

評価結果		評価点 (点数は (2) と (3) と (4) の合計)	ランク
ランク	総得点		
		170点 または (1) 外部認証項目が YES	S
		155点 ~ 170点未満	A
		100点 ~ 155点未満	B
		50点 ~ 100点未満	C
		50点未満	D

【様式5-1】環境関連物質(RoHS物質追加版) 使用/不使用宣言書						太枠内を記入してください。	
当社は、本紙の回答内容が正しいことを保証します。						管理番号: <input type="text"/>	
記入者欄			責任者欄				
記入日	年 月 日	取引先コード	記入日	年 月 日			
会社名			会社名				
部署・役職			部署・役職				
氏名			氏名				
電話番号		FAX番号	電話番号		FAX番号		
E-Mail			E-Mail				
1. 対象品(同一シリーズ、類似品でも「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書を分けて回答してください)							
北芝部品コード/手配コード	品名	メーカー名	メーカー型番	シリーズ名	対象品追加表あり (総ページ数)		
対象が複数で上記欄内に記入できない場合は、別シート(【様式5-2】)を使用して添付し、「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入してください。							
2. 回答欄						【付表-1】(付属書Ⅲ)と【付表-2】(付属書Ⅳ)を参照	
含有有無は、意図的添加か否かに関わらず、下記含有濃度の閾値を超える部位が存在する場合、“有”と判定してください。							
制限物質が閾値を超えて含有している時は、含有部位、用途等を記入ください。							
適用除外用途での含有の時は、【付表-1】適用除外用途(付属書Ⅲ)か【付表-2】適用除外用途(付属書Ⅳ)の番号記入は必須です。							
RoHS指令(2011/65/EU)適合判定は、閾値内含有、および、適用除外用途としての含有時は「適合」としてください。							
物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度欄・コメント欄・備考欄をできるかぎりご記入願います。(閾値未満で管理されている場合、含有“無”と判定してください)							
制限物質(規制物質)		禁止する含有濃度の閾値	含有の有無	含有濃度(ppm)	適用除外用途番号または不純物	コメント欄 含有部位、用途、他 (書ききれない場合は備考欄も利用願います)	
1. カドミウム及びその化合物		0.01重量% (100ppm)	有				
2. 六価クロム化合物		0.1重量% (1000ppm)	有				
3. 水銀及びその化合物		0.1重量% (1000ppm)	有				
4. 鉛及びその化合物		0.1重量% (1000ppm)	有				
5. ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)		0.1重量% (1000ppm)	有				
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)			有				
7. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)			有				
8. フタル酸ジブチル (略称:DBP)			有				
9. フタル酸ブチルベンジル (略称:BBP)		0.1重量% (1000ppm)	有				
10. フタル酸ジイソブチル (略称:DIBP)			有				
RoHS指令(2011/65/EU) 適合判定		適用除外用途を考慮した適合可否の判定結果	不適合				
備考欄	いずれかの対象化学物質が存在する場合、全廃(代替)予定時期・代替品の部品コード(または形番)とリリース時期などをご記入願います。(別紙添付可)						
製造中止欄	製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。					製造中止時期(予定)	年 月 日
いずれかの対象化学物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。							
ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。							

			管理番号:	
【様式5-2】対象品追加表	 太枠内を記入してください		(P - /)	
<small>(同一シリーズ、類似品でも【様式5-1】「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書回答を分けてください)</small>				
北芝部品コード／手配コード	品名	メーカー名	メーカー型番	シリーズ名

【様式3-1】環境関連物質 (RoHS以外禁止物質/管理物質) 調査書 本枠内を記入してください。

含有状況に関し以下の通り回答します。

管理番号: _____

記入者欄				責任者欄			
記入日	年 月 日	取引先コード	TOXXXXX	記入日	年 月 日		
会社名				会社名			
部署・役職				部署・役職			
氏名				氏名			
電話番号			FAX番号	電話番号			FAX番号
E-Mail				E-Mail			

1. 対象品 (同一シリーズ、類似品でも「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書を分けて回答してください)

部品コード/手配コード	品名	メーカー名	メーカー型番・シリーズ名	製品の単位	製品質量 (g)	対象品追加表あり (総ページ数)

対象が複数で上記欄内に記入できない場合は、別シート (【様式3-2】) を使用して添付し、「対象品追加表あり」欄に総ページ数を記入してください。

単位は、調査報告の単位として「個/g/kg/mm/m²/cm²/m³/cc/l/m³」から選択してください。製品質量 (g) は単位あたり質量としてください。

2. 回答欄

含有の有無は、意図的添加または、不純物など含有を把握している場合、「有」と判定してください。(含有の有無欄は「有」「か」「無」を選択。)(含有欄は、「有」の場合、付表から番号と物質名をご記入願います。「無」の場合、先頭行の「有」を削除してください。)

物質が存在する場合、含有濃度欄・コメント欄・備考欄をできるかぎりご記入願います。

禁止物質群の環境関連物質 *1	禁止する含有濃度の閾値	含有の有無	含有濃度 (ppm)	コメント欄
				含有部位、用途、他
A01. アスベスト類	意図的添加の禁止	有		
A02. 一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに限り)	特定アミンとして0.003 重量% (30ppm)	有		
A07. オゾン層破壊物質 (例: CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止	有		
A09. ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称: PBDE類)	意図的添加の禁止 (臭素数4~7,10 に限る) または0.1 重量% (1000ppm) (*3)	有		
A10. ポリ塩化ビフェニル類 (略称: PCB類)	意図的添加の禁止	有		
A11. ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上のものに限り) (*5)	意図的添加の禁止	有		
A12. 放射性物質	意図的添加の禁止	有		
A13. 一部 (炭素鎖長10~13) の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または0.1 重量% (1000ppm)	有		
A14. トリプチルスズ (略称: TBT)、トリフェニルスズ (略称: TPPT)	スズとして0.1 重量% (1000ppm) (*2)	有		
A15. ビス (トリプチルスズ) = オキシド (略称: TBTO)	意図的添加の禁止または0.1 重量% (1000ppm) (*2)	有		
A56. リン酸トリアリールインプロピル化物 (略称: PIP (3:1))	意図的添加の禁止	有		
A57. ペルフルオロオクタノ酸 (別名: PFOA) とその塩、及び関連物質	1. PFOAとその塩 意図的添加の禁止またはPFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量% (25ppb) 2. PFOA関連物質 PFOA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001 重量% (1ppm)	有		
A58. ペルフルオロカルボン酸 (略称: PFCA) (炭素数9~14に限る) とその塩、および関連物質	1. PFCA (C9-C14) とその塩 PFCA (C9-C14) とその塩の合計で成形品や混合物中の0.000025 重量% (25ppb) 2. PFCA (C9-C14) 関連物質 PFCA (C9-C14) 関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026 重量% (26ppb)	有		

その他 禁止物質群の環境関連物質 *1

番号	物質 (群) 名	含有	含有濃度 (ppm)	含有部位、用途、他

管理物質群の環境関連物質

管理物質群の環境関連物質	含有の有無	含有濃度 (ppm)	含有部位、用途、他
B04. 臭素系難燃剤 (PBB類及びPBDE類を除く)	有		
B14. 米国TSCA PBT規則 (5物質) (DecaBDE (A09)、およびPIP(3:1) (A56) を除く) *4	有		

その他 管理物質群の環境関連物質 [B12. SVHC以外]

番号	物質 (群) 名	含有	含有濃度 (ppm)	含有部位、用途、他

備考欄

いずれかの対象化学物質が存在する場合、全廃 (代替) 予定時期・代替品の部品コード (または形番) とリリース時期などをご記入願います。(別紙添付可)

製造中止欄

製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。

製造中止時期 (予定) 年 月 日

*1 いずれかの対象化学物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。

*2 算出する場合の分子は金属スズ (Sn) としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位 (DBTのみ混合物も含む) とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

*3 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途 (将来的に認められる使用可能用途を含む) に限り、含有禁止の除外とします。

*4 米国有害物質規制法 (The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第6条 (h) 項に基づき、難分解性、生体蓄積性および毒性 (PBT) を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物および製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。

*5 塩素数1 はEU POPs 規則の対象となるEU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≥2 を対象とします。

ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

【様式4-1】 REACH SVHC 含有情報報告書

(1) お取引先様情報

取引先コード	
会社名	
部署名	
記入者名	
e-mailアドレス	
電話番号	
記入日	

(2) SVHC含有納入品の有無

下記いずれかを選択願います。別シートの「SVHCリスト」に記載された物質の含有をお答え願います。

<input type="radio"/>	1. すべての納入品で意図した含有及び既知の含有は無し	→ 調査終了
<input checked="" type="radio"/>	2. 納入品に意図した含有または既知の含有が有る	→ (3)に進む

(初期設定として、No. 2を選択した状態にしてあります。)

(*)意図した含有には、納入品に残渣として残る可能性のある製造工程での使用も含まれます。

(3) SVHC含有情報

SVHCを含有するそれぞれの納入品につき、以下の情報を回答願います。

- 1) 品名
- 2) 部品コード
- 3) メーカー部品コード
- 4) 納入品の質量
- 5) SVHCの含有量(含有するすべてのSVHCに対して)
- 6) SVHCの番号と物質名(含有するすべてのSVHCに対して)
- 7) SVHC含有部位、および、用途(可塑剤、難燃剤、防腐剤、など)
- 8) 備考

なお、同梱の付属品、あるいは、包装材に、SVHCの含有がある場合は、合わせて、その付属品や包装材に関する上記 4)～ 8) の情報も回答願います。

付属品例: ACケーブル、ACアダプタ、接続ケーブル、CD等のメディア、説明書

回答方法は下記の中の一つをお選びください。

- 1) chemSHERPAフォームやJAMP AIS フォームを使用して回答
JAMP: アーティクルマネジメント推進協議会, AIS: アーティクルインフォメーションシート
- 2) 本Excelファイルの「SVHC含有納入品リスト」シートを使用して回答

改訂記録表

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2004. 4. 01	・ 初版発行
2	2008. 12. 01	・ 環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2012. 11. 01	・ 特定有害物質調査（15物質）は、全廃への活動を終了 ・ 禁止物質が34物質から48物質に拡大 ・ REACHのSVHC調査追加
4	2014. 09. 01	・ 環境方針の更新 ・ 禁止物質が48物質から50物質に拡大 ・ 環境保全評価リストの評価項目と評価選定基準の変更 ・ 含有調査書を使用／不使用宣言書に様式変更 ・ 付属資料（環境保全評価リスト、および使用／不使用宣言書）の英文版を追加
5	2016. 04. 01	・ 禁止物質が50物質から55物質に拡大 ・ 管理物質が12物質から13物質に拡大 ・ 付属資料のSVHC報告を様式3から様式4へ分離
6	2017. 04. 26	・ I. 北芝の環境方針 2017年度版「環境基本方針」へ変更 ・ 表1「ランクA禁止物質（群）」 注釈（※5）変更 ・ A52～A55（フタル酸エステル類）を追加 表3「調査書様式と調査範囲」、表4「特定有害物質RoHS指令対象と閾値限界」、付表「様式2-1」
7	2018. 06. 22	・ I. 北芝の環境方針 2018. 06. 22発行「環境基本方針」へ変更
8	2019. 06. 21	・ 環境方針の差し替え（p3） ・ 【様式1】環境保全評価リスト（日本語、英語）の差し替え（p20, 21, 30, 31）
9	2021. 06. 01	・ 環境方針の差し替え（p3）追記 ・ TSCA規制追記
10	2023. 06. 01	・ 別表1 東芝グループ環境関連物質リスト ランクA：禁止物質（群）に法改正に伴う物質の追加 A57 ペルフルオロオクタン酸別名：PF0A）とその塩、及び関連物質（化審法 第一種特定化学物質EU POPs 規則） A58 ペルフルオロカルボン酸（C9-C14）とその塩、および関連物質（EU REACH規則 付属書XVII） ・ 別表1 東芝グループ環境関連物質リスト ランクA：禁止物質（群）の誤記修正 A10 ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）の参照法令及び規則からEU REACH規則 付属書XVII を削除 ・ 別表2 東芝グループ環境関連物質リスト ランクB：物質物質（群）に法改正に伴う物質の追加 B15 EU RoHS 指令 次期制限候補物質 B16 化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質
11	2023. 07. 12	・ 6.3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査の(*3)に高懸念物質（SVHC）一覧表のURL追加

発行元
北芝電機株式会社

発行元 総務部、調達部、技術・品質企画部

初版 2004年 4月 1日

改訂 2023年 7月12日